

令和5年第4回  
北栄町農業委員会総会議事録

## 令和5年第4回北栄町農業委員会総会

|               |                   |                            |            |
|---------------|-------------------|----------------------------|------------|
| 開催年月日         | 令和5年4月10日（月）      |                            |            |
| 開催の場所         | 北栄町大栄農村環境改善センター   |                            |            |
| 開 会           | 午後1時30分           |                            |            |
| 出席委員<br>(23名) |                   |                            | 14番 松村 雅弘  |
|               | 2番                | 前田 浩明                      | 15番 長谷川 康弘 |
|               | 3番                | 向井 慎一郎                     | 16番 安田 千秋  |
|               |                   |                            | 17番 池本 博史  |
|               | 5番                | 河原 廣美                      | 18番 津川 孝篤  |
|               | 6番                | 竹原 正純                      | 19番 村岡 孝二  |
|               | 7番                | 田熊 公男                      | 20番 盛山 由紀子 |
|               | 8番                | 田村 美智恵                     | 21番 一二三 満雄 |
|               | 9番                | 森本 壮一                      | 22番 道祖尾 貞浩 |
|               | 10番               | 町 照美                       | 23番 井川 敏昭  |
|               | 11番               | 秋山 英正                      |            |
|               | 12番               | 永田 恭彦                      | 25番 杉川 一二美 |
|               | 13番               | 陶山 康博                      | 26番 河本 松秀  |
| 欠席委員等         | 石井 通人、山根 宜弘、山下 正美 |                            |            |
| 事務局           | 局長                | 中原 広美                      |            |
|               | 書記                | 主任 時枝亮平<br>農地中間管理推進員 中西 宣之 |            |
| 閉 会           | 午後3時              |                            |            |

## 日 程

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 議長開会宣言 定足数の確認
- 4 議事録署人の指名  
(22番 道祖尾委員) (23番 井川委員)
- 5 議事
  - (1) 農地法第3条の規定による許可申請について (5件)
  - (2) 農地法第5条の規定による許可申請について (1件)
  - (3) 農地利用集積計画の決定について
    - ・ 利用権設定
    - ・ 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画
- 6 協議事項
  - (1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について (2件)
  - (2) 賃貸借農地の解約について (5件)
  - (3) 農地所有適格法人報告書について (1件)
- 7 報告事項
  - (1) 委員会報告
    - 農地委員会
    - 農政委員会
    - 広報委員会
  - (2) 農家相談報告
  - (3) 審議会等報告
- 8 連絡事項

|       |  |
|-------|--|
| 農家相談  | 令和5年4月25日(水)午後1時30分から<br>大栄庁舎 2階 会議室<br>担当委員 前田委員、町委員、村岡委員 |
| 総 会   | 令和5年5月10日(水)午後1時30分から<br>大栄農村環境改善センター 大会議室                 |
| 現地確認  | 令和5年5月9日(火)午後1時30分から<br>担当委員 山下委員、竹原委員、長谷川委員               |
| 議案締切日 | 令和5年4月25日(火)   |
- 9 その他 空き農地情報バンク登録申込書 (4件)
- 10 閉会

○事務局

ただいまから、第4回の総会を開催します。

農業委員会規則第5条において、会長が議長となるとなっていますので、会長に進めていただきます。よろしくお願いします。

○永田議長

規則によりまして議長に就任をさせていただきます。

最初に、定足数の確認です。1番の石井委員、4番の山根委員、24番の山下委員から欠席届が出ております。そのほかの方は出席ですので、総会成立を宣言します。

では、日程に従いまして、議事録署名人の指名でございませうけども、22番、道祖尾委員、23番、井川委員にお願いしたいと思っております。よろしくお願いします。

それでは、議事に入りたいと思っております。

議事1番、農地法第3条の規定による許可申請について、5件の申請が上がっております。議事に進みたいと思っております。

まずは、整理番号1番、4ページからの案件になります。事務局より説明はありますか。

○事務局

特にありません。

○永田議長

整理番号1番、説明のほうはないようでございます。

そうしますと、皆さんからの発議を受けたいと思っております。

御意見がある方はございませうか。

○杉川委員

25番の杉川です。

確認ですけれども、対価のところ、50万、これは1筆50万ですね。

○事務局

1筆です。

○杉川委員

了解しました。

○永田議長

ほかございませうか。

○前田委員

関連、2番前田です。

この対価が確かに個人の事情もあって分からんこともないですけど、ゼロもあるし何百万もあるんだけど、場所というか、例えば道路に面しているとか立地がいいとか、もしそんなのが分かれば教えてもらいたいたけど。

○事務局

ちょっとお待ちください。

○前田委員

立地条件がいいですな。区画整理がしてあるところ。

○事務局

そうですね。

○事務局

そうですね。大区画の一部になっていて、ちょうど〇〇の集落のところをちょっと出た、本当田んぼのど真ん中です。

○前田委員

道路沿いではなくて。

○事務局

道路沿いではないです。

○前田委員

大区画の中の一部か。

○事務局

大区画の中の一部です。分かれる方がいらっしゃると思うんですけども、〇〇のところに行って、スクールバスとかがおるところ。なので、本当に集落のほんの近くです。

大区画の中のほぼほぼが譲受人さんのお父様の名義になっていますので。今回、結局、これから先は息子さんがされるので、息子さんのお名前での取得ということにはなってくるんですけども、周辺のお父様の、その世帯の農地だということはあるかなとは思いますが。

○前田委員

分かりました。

○事務局

道沿いで、例えばこれから家が建つ場所とかではないです。

○前田委員

じゃあ、うちのところも大区画があって、御意見として、ちょっと聞きたかった。

○永田議長

じゃあ、どうぞ。

○秋山委員

11番、秋山です。ちょっと、参考までに教えていただきたいんですが、今回の譲渡人の方は、もともとそこの所有者の方の、何ですかね、相続人の方がたまたま北栄町外に住んでおられるということですよ、これは。後からも出てくるんですけども、県外だとか町外だというのが結構出て、きているような雰囲気が出てきて、こういうものの管理とかそういうのも大変なことになることは大変かなと思ってちょっと気にはなっております。以上です。

○永田議長

そのほかございますか。よろしいですか。

そうしますと、御意見、御発議はないようですので、整理番号1番の申請は許可としてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、申請のとおり許可いたします。

そうしますと、続きまして、整理番号2番、10ページからの案件でございます。

事務局より説明がございましたか。

○事務局

2件目についてですけども、譲受人さんの現在の耕作面積のほうが5反未満なんですけども、この4月から面積要件が撤廃されているということ、農業経験ですとか農業機械の所有といった条件は満たしているということで、申請のほうを受付させていただいております。以上です。

○永田議長

では、この案件につきまして、皆様からの御意見、御発議をお受けしたいと思います。

○杉川委員

25番、杉川です。

同じく対価のところですけども、2つ金額が載っておりますが、上は。

○事務局

上が10アールあたりに計算し直したものですけど、1筆としては30万で書いてあるとおりのことです。

○杉川委員

了解です。

もう1点、12ページ、現在3人、農作業に従事する者として、本人40年、妻40年、子1年と書いてあるんですけども、次の13ページというところを見ると、主たる職業として無職を消されて農業、②番の奥さんが無職、娘さんですかね、会社員とあるんですけども、ここはちょっと矛盾しとるように思えたんですが、妻、無職……。

○事務局

実は、北条地区のほうは多いんですが、勤めをしながら、例えばお休みの日だかとかで農業したりという方が結構、いらっしゃって、実はこの〇〇さん自体もそんなに大きなものはしていらっしゃいません。お休みのときを利用していただいたということで、御本人は会社勤めを辞められたので、無職と書かれたんですけども、これからは収入としては、農業としての収入は入ってきてやっぴらっしゃるので、ここは農業と書くべきじゃないですかということで、農業で書かせてもらっています。娘さんについても、お手伝いはしておられるんですけども、主は会社員さんだということで、こういった書き方になっている状況になります。ですので、少し自分も辞められたので、退職をされたのをもうしばらく勤めていらっしゃったものを辞められたので、自分のところの隣に農地があったので、そこをもう少しラッキョウを増やして植えたいなというふうには聞いています。

○杉川委員

妻というのは無職になっているんですけど、同じ。

○事務局

そうですね。同じような形でやっぴらっしゃるということでは伺っています。

○杉川委員

分かりました。

○永田議長

農業の経営は40年ということだったんですかね。農作業の経験が、作業の経験が40年ということでもいいのかなと思います。

そのほか御意見はございませんか。よろしいですか。

そうしますと、ないようですので、整理番号2番、申請のとおり許可としてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

じゃあ、申請のとおり許可ということでお願いいたします。

続きまして、整理番号3番、16ページからの案件になります。

じゃあ、事務局より説明はございますか。

○事務局

3件目ですけども、譲渡人の〇〇さんが亡くなったということで、その遺言で孫の〇〇さんに農地を譲り渡すための3条申請になっております。以上です。

○永田議長

そうしますと、皆様からの御意見をお聞きしたいと思います。

○事務局

まず、その前に、なぜ相続に近いものであって3条申請が必要なのかというところを簡単に説明させていただくと、相続をする場合に、相続人が受けられる場合は3条申請は必要ありません。そのまま相続の手続をして、相続の手続が終わった後に、3条の3ということで、相続をしましたという届出を出してもらうという流れになります。

ただし、この場合はお孫さんということで、お孫さんはまだ親の代が御健在で、お孫さん自身には直接的には相続権がないからなんですが、実際にこれまで農業のことをやっておられたのはお孫さんなので、農地をお孫さんに渡したいということの遺言によってされるものになります。ただし、例えば遺言が全財産をこの孫にやるよという場合は、相続と同じ扱いで農業委員会に諮る必要はないんですが、例えばこの農地を渡したいとか、農地はその人、それからほかのものはどの人と、特定をして渡される場合については、相続だけど、相続権がない方に特定してする場合は遺贈と違って、農業委員会の許可を得てからでないと、農地の取得ができないことになっているので、今回3条申請が出てきているものになります。以上です。

○永田議長

そうしますと、事務局さんで説明のほうをいただきました。

皆さんからの御発議のほうをお願いしたいと思います。御意見はありますか。ありませんか。

○前田委員

2番、前田です。

これ、結構な面積だけど、今現在も何か作っとんなるわけか、全部。

○永田議長

では、私のほうから。畑のほうにつきましては、そちら、ま r○になりますが、一部小さい畑は貸し出しをしておられますけども、ほかは作っておられます。また、これ以外にも少したしか借りていると思います。水田のほうにつきましては、組合のほうで、共同作業をさせていただいているところでございます。

○前田委員

了解です。

○秋山委員

11番、秋山です。

先ほどの局長の説明で、今日、この○○が今回申請しているんですけど、これ以外にもまだあるんですか。

○事務局

農地はこれだけでした。ただ、ほかの財産も含めてのことになるので、農地についてはこの方に、例えばお家についてはほかの方、この方に、金融資産についてはこの方にみたいな書き方になっている場合はこういった手続が必要になっています。

○秋山委員

農地はこれだけです。

○事務局

農地はここにあるだけでした。

○秋山委員

了解です。

○永田議長

ほかありますか。

ないようですので、整理番号3番は申請のとおり許可としてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

では、申請のとおり許可いたします。

そうしますと、続きまして、整理番号4番、23ページからの案件となります。

事務局より説明はございますか。

○事務局

4件目ですけれども、2件目と同様に、譲受人の現在の耕作面積は5反未満ですけれども、米作りのための農業機械、実質持っている機械ですとかお借りしながらということで、今回3条申請のほうを受け付けています。以上です。

○事務局

追加で。

この方の場合、譲り渡す方は北栄町で、受ける方がちょっと離れたところの方なんですけど、実際はこれ、御兄弟です。御兄弟が持っていらっしゃって、御実家の農地になりますが、持っていらっしゃった御兄弟さんが病気になられてもう全然できなくて、なので、実家の農地をちょっと離れたところですけど、守りしておられたというのは譲受人さんです。持っていらっしゃる方の次がないので、きちっと今のうちに手続をしたいというのが、実際そこをやっているしというところなんです。ただ、大きな機械を持っていらっしゃらないので、実際には水田がほとんどなんですけど、そういったものは、植えるとか刈るとかは委託で出しているというところでしたが、そういう事情もあって、これを受けさせていただいています。以上です。

○永田議長

そうしますと、皆様からの御意見をお伺いしたいと思います。

発議がある方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

そうしますと、意見はないようですので、整理番号4番、申請のとおり許可してよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

じゃあ、申請のとおり許可といたします。

そうしますと、続きまして、整理番号5番、29ページからの案件となります。

事務局より説明がございしますか。

○事務局

31ページのメモしているところになるんですけども、作付予定面積の数字が所有農地の面積の数字と合っていないんですけども、実際に作付予定の面積を記載しておりますので、作っていない農地ですとか休ませている農地というのは除外しております。以上です。

○永田議長

そうしますと、こちらの件につきまして皆さんからの発議をお受けしたいと思いますけど、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。ないようですか。

そうしますと、特に御意見、御発議はないようですので、整理番号5番、申請のとおり許可としてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

そうしますと、申請のとおり許可といたします。

そうしますと、続きまして、議事第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、1件申請が上がっております。こちらのほうについて審議を願いたいと思います。

そうしますと、事務局より説明のほうはございしますか。

○事務局

今回の5条申請についてですけれども、〇〇にある農地ですけれども、その農地を転用して建て売り住宅を建てる計画になっております。污水排水については西側の道路の公共下水管に接続して、雨水排水については南側側溝に放流するということと、東側と南側の境界にはL型の擁壁を設置して土砂の流出を防ぐということで、周辺に影響が出ないような計画になっております。それと、沿道に水管ですとか下水管が埋設してありまして、なおかつ500メートル以内に2つ以上の公共施設、中学校ですとか役場の支所

がありますので、第3種の農地に該当しますので、転用もやむを得ないというふうを考えております。以上です。

○永田議長

そうしますと、現地確認報告をお願いします。

○松村委員

14番、松村です。

4月の6日の日に井川委員、河原委員、それから事務局と一緒に現地確認を行いました。先ほど事務局から説明がありましたようなことですので、隣に水田ありますけども、農地への影響は問題ないというふうに判断いたしました。以上です。

○永田議長

ありがとうございます。

○竹原職務代理

いろいろあるんですけども、まず、宅地にかつての豚小屋ですね、そこにつながったところで取り残しが、水田1.6アール、非常に狭いところですよ。営農組合でまとめて受けたんですけど、一度トラクターで代かきをしようとしたんですけど、本当にもう狭くて狭くてやれないと。それと、南側に用水路ということですけど、20センチぐらいの水路ですので、ちょっと雨が降ったりなんかするともうあふれそうな、栽培がとてできなくて、当然管理という扱いにずっとしてあったんです。そういう意味では、今回、宅地と両方で一つの物件で売れるのはいいことだなと思っております。問題は、さっき言いましたように、北側と南側に20センチぐらいの細い水路があるんですけど、雨が降ったときにそれがうまい具合にできたらいいんですけども、大体、今対象になっている農地のあぜの部分から水がずっと入ってきて、なかなか湿っぽいか、非常にそういうところが宅地になってどうなのかと。不動産屋にはそういう話はして、話をして、きちっとしてくれよと、頼んでくれよという話はしておきましたけども、そういう状況です。

○永田議長

そうしますと、皆さんからの御意見、御発議をお願いしたいと思います。

○前田委員

40ページの地図で、23-1というのが今回の件だね。それで、隣の宅地というのが23-4で、これは同じ家か。

○事務局

そうです、同じです。

○前田委員

同じ家だったら、この赤線の北側、北側というのは要するに、こうやって正面から右上のほうになるかな、何か木がちよろちよろと植わっとるだけ、これは柿の木か何かかな。宅地の上になるだな。

○事務局

そうです。ちょっと前までは先ほどの竹原委員の話じゃないですけども、豚小屋が建っていました。

○前田委員

赤い線のところに擁壁をしながら、雨水が隣地の田んぼには問題ないと思うけど、柿の木か、これがあるところには、これはそのままだな、言ってみれば。

○竹原職務代理

いやいや、ちょっと説明すると、これは撮影した場所、位置関係があんまりよくないんで、手前が広く見えるけども、実は向こう側がさっき事務局が言っておられた豚小屋なんですよね。その横に木立が立っているわけですけど、向こう側のほうは既に宅地で4対6もないんですけど、3対7ぐらいで向こうのほうがずっと広いんです。今度建てる

物件は主にここの部分に建って、これは非常に見にくいんです。あくまでも、一つの区画の附属した部分として、今回の農地の部分があると。

○前田委員

この赤い線の中に家と……。

○竹原職務代理

違う違う。宅地があって、その横に農地がくっつくと。43ページ、それを見てもらったら、車が止まっているところあたりが今回の農地。

○前田委員

じゃあ、全部擁壁しなるんだな。そういうことだな。狭いなあとと思って、えらいこっちは広い。

○竹原職務代理

だから、撮影の場所がよろしくない。

○前田委員

了解です。

○永田議長

奥側の宅地と合わせて住宅。よろしいですかね。

そうしますと、ほか御意見はありますか。よろしいでしょうか。

では、ないようですので、議事第2号、農地法第5条の規定の許可申請について、申請のとおり許可としてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

では、申請のとおり許可でお願いいたします。

そうしますと、議事第3号、農地利用集積計画の決定について、87件の申請が上がっております。委員関連案件はなかったはずですので、87件一括して審議を願えればと思います。

そうしますと、計画につきまして皆さんからの御意見をお伺いしたいと思います。

発議のある方はございませんか。

○秋山委員 一つ教えてください。54ページの87番の〇〇さんは農地中間管理事業だということですけど、次の56ページの一覧表に載ってないんですけど、これは何かあるんですか、こんなこともあるんですか。

○事務局

〇〇さんにつきましては、新規就農者になられるので、今回一旦貸し借りをしますが、〇〇さん自体に配分をするのは7月1日になります。新規就農者の場合は、事前に中間管理を借り受けて、就農と合わせて貸し出すことになるため、ちょっと今回の配分計画のほうには上がっていません。

○秋山委員

分かりました。

○事務局

なので、今後配分するときにはまた上がっていきます。

新規就農するのは7月1日になります、今年の。

○永田議長

そうしますと、ほかいかがですか。

○盛山委員

20番、盛山です。

○盛山委員

45番の〇〇さんのを〇〇さんが受けられるんですけど、令和5年の4月15日から令和5年の12月、今年いっぱい、何かよく分からないので。

○永田議長

こちらは地元ですので私のほうから。こちらの畑につきまして、2年ほど前でしょいか、大雨が降ったときに、こちらは水がつく畑ということで、ちょっとナガイモには向きでないなとしまして、ただ、替え地がないので作っておられたんですけども、このたび替え地が見つかったので、今年いっぱいに戻したいというお話でした。ただ、契約そのものが4月14日までになっていたので、更新はするけども、結局年内いっぱいに戻されるということで、こういった日数になっているようです。

○盛山委員

もう一つ、84番、85番の、この〇〇さんや〇〇さんというのは新しい就農者の人ですか。

○事務局

84番の〇〇さん、85番の〇〇さん、両方とも新規就農者です。〇〇さんについては、今度が初めての利用ということですので。

○永田議長

どういった感じで就農されたか、経過が分かれば簡単にどうぞ。

○事務局

〇〇さんについては、師匠の〇〇さんの元で3年前ぐらい前からやっておりますし、〇〇さんについては、地域おこし協力隊で3月いっぱいまでおりましたけど、それで、新規就農をイチゴでやるということでもあります。

○永田議長

ありがとうございます。  
よろしかったでしょうか。

○盛山委員

はい。

○永田議長

ほかございますか。

○事務局

じゃあ、ついでに、先ほどと同じような形で多分質問があると思うんですが、〇〇さんについても、〇〇さんのところで2年ぐらい研修を受けられて、ちょうど2年研修が終わる形になりますので、研修を終わられて独立で就農をされる方になります。

○永田議長

ありがとうございます。  
そうしますと、ほか御意見はございませんか。  
では、ないようですので、第3号、農地利用集積計画について決定としてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

では、議案のとおり決定といたします。

そうしますと、以上をもちまして、5番、議事を終了させていただきます。

続きまして、6番、協議事項の1番、農地法第3条の3第1項の規定による届出書につきまして、2件届出が上がっております。2件一括で進めたいと思います。

事務局より説明はありますか。

○事務局

ありません。

○永田議長

では、ないようです。

そうしますと、こちらにつきまして、皆さんからの御意見を求めたいと思います。発言がある方はございますか。よろしいでしょうか。

そうしますと、特に御意見はないようですので、届出のとおり受理としてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

そうしますと、2件一括で受理いたします。

続きまして、協議事項2番、賃貸借農地の解約について、5件上がっております。5件一括で進めたいと思います。

事務局より説明のほうはございますか。

○事務局

ありません。

○永田議長

特にないようです。説明のほうはないようですが、皆さんからの御意見は、どうぞ。

○秋山委員

11番、秋山ですが、8ページのところ、もう返されるということで、地主にて自作となっておりますが、兵庫県明石市在住の方ですよ。自作できるんですかというのが素朴な疑問です。

○事務局

解約をしたんですけれども、ちょっと条件が悪くて、なかなか借りる担い手さんが見つからん状態で、実は。それで、森本委員さんとかも協力してもらって、いろいろちょっと探しておるんですけれども、とても見つからん状態で、自作というところで書かせてもらっているんですけど

○永田議長

よろしいでしょうか。

選択肢がないための選択という感じなんでね。地主にて自作やっています。実際地主が自作できるかどうかはともかく地主のところには耕作権が戻ってくる、事業費が戻ってくるということかなと思います。

○秋山委員

そのほかのところは大丈夫ですかね。

○事務局

その全部利用権がないです。

○秋山委員

誰も何も作りならんということで。

○事務局

地形が恐らくごっつい砂場農地だったんですね。去年から探したんですけども、なかなかという状況のところですよ。

○永田議長

こちらは散水設備等は。

○事務局

散水はあります。ただ、砂でもうすごい川が見えるような状態、だがへごになっておりますので、条件的には本当によくはないです。

○秋山委員

現状は、ならまだ農地の状態。

○事務局

農地の状態です。

○秋山委員

それは関係ないということでしたけど、将来の遊休農地候補になりそうな可能性もあるなということですね。

○事務局

そうですね。

○永田議長

そうしますと、ほか御意見はありませんか。

どうぞ。

○竹原職務代理

そういう意味でいいますと、似たような話で、5ページです。多分持ち主の方はされないと思います。持ち主の方を知っていますから、多分されないと思う。ただ、地主になって、1番でやるしかなかったのかなというふうに見ていたんですけど、こちらのほうは何か誰かがやるというふうな情報はないんですか。

○事務局

〇〇さんの隣です。そ農地は持っておられて、以前はされとったんですけど。

○竹原職務代理

5ページ。

多分されないと思いますけどね、本人さんは。そしたら、ここも同じようになるのか。

○事務局

そうですね。実際に、先日、農業基本計画の話の時に、もそういうことがあって受けとられる人がこういう形でできなくなったりすることがあるので、水田を集落営農だったり、こういったことも検討せないけんなどというようなことを言っていたらっしゃって、町内にたくさんあるので、そういったところの勉強もしたいなどということは言っていたらっしゃいました。実際に、今、ちょっとそういうような状況ができていっているの、今後のことは考えていかないけんなどということで話はされていらっしゃいました。

○永田議長

この場所は分かりまして、いきさつも知っております。

○事務局

大丈夫ですか。

○永田議長

こちらは借りられる〇〇さんのお宅の正面の家なんですけども、東園の組合で稲刈りに行ったことがあるんですけども、はまりまして脱出できなかったです。ちょっと刈取りがえらいわということで、お話ししたところ、〇〇さん御自身も、いわゆる休耕にする、植えつけしないということに。ちなみに、中部地震のあった年でしたけども、地震のさなか、ちょうど前に入りまして、ぐらぐらぐらぐらコンバインがしたりということ、大変な場所だなという具合に思ったところなんですけど、何年も前ですが、というようなことですね。実質、それまでずっと休耕状態でありました。作付は大変だということなんです。

そうしますと、何か御意見のある方はありますか。

そうしますと、協議事項2番、賃貸借農地の解約について、5件を一括受理としてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

そうしますと、一括受理といたします。

続きまして、協議事項3番、農地所有適格法人報告書について、1件届出が上がっております。

説明はございますか。

○事務局

〇〇から報告書が上がってきています。売上高、それから役員の状況、農業の従事状況とも、農地所有適格法人の要件を満たしているということで提出をさせていただいています。以上です。

○永田議長

このことにつきまして、皆様からの御意見はございますか。  
特にないようです。

そうしますと、農地所有適格法人報告書について、1件受理としてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

では、報告のとおり受理といたします。

そうしますと、以上をもちまして、協議事項のほうを終了させていただきます。

続きまして、7番、報告事項に入りたいと思います。

まず、委員会報告、農地委員会さん、お願いいたします。

○河原委員

本日、総会終了後に農地委員会を開催しますので、御協力をお願いいたします。以上です。

○永田議長

ありがとうございます。

そうしますと、農政委員会さん、お願いいたします。

○竹原職務代理

それでは、報告します。

まず、今月は18日、公民館で7時半から予定どおり開催をします。

先月、17日に行った内容についてですが、新年度の取組についていろいろ意見交換をしました。意見書であるとか、それから青年農業者研修会は12月にぜひやろうということで、今度こそ北栄町でもうかる農業というテーマにこだわって、もう一度チャレンジ、トライしようということになりました。そのほかに、いろんな意見が出ましたけども、いろいろ整理をしてどれとどれをやるかという、また話し合っていきたいと思っております。以上です。

○永田議長

そうしますと、広報委員会、お願いいたします。

○杉川委員

広報委員会です。「菜種」54号が出ました。皆さん、読んでいただいていると思いますが、2ページ目のところに重要なお知らせとして、農地の貸し借りに関する手続が変わりますということにちょっと触れております。なかなか具体的に、利用権設定がなくなって、今度の農地中間管理事業とするというやり方によって変わっていくんですが、移行期間もあることですし、また、具体的にどういう手続をするのかということも私たちもまだ見えていないので、お知らせとして触れています。また、コラムとして池本委員に定年後の就農を考えてみませんかということで触れているものを書いていただいています。前々回でしたっけ、定年後の、農地を持っておられる方にも就農していただきたいということで動きをしませんかということをご話したと思うんですが、農家相談も一緒にやりましょうというようなことで構想も聞いておりますし、「菜種」のほうでもこういうふうにして、少しずつそういう動きをやっていますよということに触れております。また、この次の号に関して、今日、またこの後残っていただいて、会議室1を取っとりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○永田議長

ありがとうございます。

そうしますと、委員会の報告は以上ですので、農家相談の報告をお願いいたします。

○森本委員

3月22日に農家相談を行いました。津川委員さんと私とで松神の〇〇さんからの相談がありました。内容といたしましては、〇〇さんの畑のことで、以前、何年も前にたばこの乾燥ということで、下にコンクリを打って、ハウスを建てて、その中で乾燥をするというようなことで借りられたそうです。今現在はもう借りてはおられんですけども、上のハウスは撤去されたものの、下のコンクリはまだ途中までしか片づいていないということで、もうこれも関係者のほう、〇〇のほう、こちらのほうからもどンドン何とかしてくれというようなことで連絡を取ってみましたけども、もうそういう連絡があるところの電話は取らないみたいなことになっているようです。どうしたもんかということで、局長のほうにお願いして、ちょっと連絡して何とか話をwつけていただけたらというようなことで、取りあえずその日は帰っていただいて、これから対策していただくというようなことになっています。以上です。

○事務局

続きを。

○永田議長

はい。

○事務局

今の件の続きだけ、報告だけ。その後です。電話をしますが、電話は使われていらっしやらないということで、連絡が取れない状況があつて、ちょっと新しい電話番号を入手しましたが、その電話に出られませんので、ちょっと一旦文書を送ってみようと思っています。文書を準備して、発送前です。あとは、ここを紹介されて〇舞うrに來られた、間に入られた方がいらっしやるということでしたので、その方がよく知っているの、その方にちょっとお願いしてみようかなと、連絡取れないかなということ。いろんな面から上手にできないかということで、今、事務局のほうでも動かさせていただいているところです。以上です。

○永田議長

ありがとうございます。

はい。

○向井委員

3番、向井です。座って失礼します。

農家相談の2人目ですけども、後でちょっと來られましたので、私のほうが相談を受けました。相談主の方は〇〇の方でございまして、田んぼと畑を持っておられるお母さんでございましたけども、田んぼのほうは水田組合という組合がありますので、これは問題ないんですけど、実は畑のほうで相談にちょっと來られまして、3つほどちょっと問題点がありまして、まず1つ目は、相続登記をされていないので、そのものが1つあるということで、役場のほうから相続の登記をしてくれという形の案内をもらった件と、もう一つは、耕作放棄地みたいな畑がございまして、それがどうしたもんかなというのが2番目のものと、3番目は、国の助成金を使ってブドウ棚を造ったんですけども、それを撤去してほしいんだけど、まだできていないけどなというような世間話的な話がございまして、一番最初の相続の件につきましては、もうこれはどうしようもない、私どもとしてはちょっと農家相談というよりも、しかるべき行政の処置を取っていただくような形で、本人さんが出向いていただくかもうできませんので、それはこういうルートとかこういうところがありますよということで、御相談といたしますか、返答をしました。

2番目につきましても、耕作放棄地の件ですけども、現状をちょっと私、その後に見に行きましたけども、やっぱり山の麓にございまして畑地にして、かんがい施設はあるん

ですけれども、雑草、僕らのところでノボシというんですね、あれが入ってきてしまって、とても耕せるような状態でないというのと、もう一つは、設置道路がありませんので、よその家の畑を通過してトラクターを進入させるみたいなどころですので、前はどうかされていたのか、実際問題、前は続き地がハウスでブドウを作られているところでもありますので、そこから入っていけば行けるんですけども、ハウスのブドウ地とはちょっと違うところ、北側のほうを耕作放棄地にされてしまっているのです、そこを、じゃあ、農地バンクに登録しますかという形の話をしたんですけども、それはちょっと耕作放棄地になっているのと、よその畑を通過していかなきゃならないんで、農地バンクの登録はしませんという話でございました。

3番目に、そのブドウ棚の撤去の件ですけれども、これも水田組合のよく知っている人をお願いしているということでしたので、その人にまた直接会ってお話を聞きましたら、今年度の12月ぐらいには一応撤去して、更地みたいなきれいな畑にしようと思っているという話でございましたけれども、補助金を使ってブドウ棚を造っているわけなので、かなりしっかりした棚でございまして、なんかうまくそのままブドウ棚に使えんかなというので、ちょっと僕の知り合いといひますか、ところで借りることはできんかという形で、一応取りあえず見てもらったんですけども、すぐには結論が出なかったんですけども、撤去する前にもし仮にそのまま借りてもらえればありがたいなということで、そんな形で少しは話は進めております。以上、そういう江北浜の助成の方の農家相談でございましたので、御報告申し上げます。以上です。

○永田議長

ありがとうございます。

ほか報告は。

以上ですね。ありがとうございます。

このことにつきまして、補足はありますか。

○事務局

ないです。事務局からはありません。

○永田議長

ありがとうございました。

そうしますと、農家相談報告を終了させていただきます。

続きまして、審議会等報告、報告事項をお伺いします。ありませんか。

そうしますと、私のほうから、先日、3月27日の夕方、4時から北栄町農業振興基本計画策定委員会のほうが開催されました。策定はしまして、計画のほうは確認されたのですが、毎年進捗状況について点検ということでもございまして、策定委員がそのまま進捗についての点検をしております。中では特に特出することはないんですが、まだ実施して1年やっとな経過したところと。施行したものの、実施したものが問われるのはまだこれからだろうというふうにはなりましたが、農業振興のために様々な施策を打っていただいているということを確認してまいりました。

あわせて、人・農地プランの関連の実質化に関する検討会がありまして、こちらのほうについても検討して帰ってきております。こちら人・農地プランに関連することにつきましては、補助事業のほうの説明と併せて、事務局のほうから説明があると思いますので、取りあえず農業振興基本計画のほうは、策定しただけではなくて、一応確認して進捗状況をチェックしているということをお報告しておきます。

それから、先般、民泊協議会のほうの総会のほうがございまして、報告されませんか。協力委員さんがおられますが、今年は頑張っていこうというようなお話でした。そのような対応でしたので。何とかコロナのほうは明けたので、再始動をして盛り上げていきたいということを確認して帰ってまいりました。また、こちらのほう、要請文等のほうはなかなか多いんですけども、コロナの以前にこういった形で活動していますと

というような御案内をしていたんですけども、そちらを改めて御提示させていただいたらどうかというような意見がありまして、農業委員会の委員さんにも御案内のほう、それぞれに差し上げることになろうとは思いますが、部署のほうは観光交流課のほうですので、どういった形で向かうか、またこちらのほうも考えておりますので、また案内が来ましたら、見ていただいて研究していただければと思います。私のほうからは以上です。

ほか、御報告をする方はありませんか。

では、ないようですので、審議会等報告を終了とさせていただきます。

そうしますと、8番の連絡事項、9番のその他につきまして、事務局よりお願いいたします。

#### ○事務局

まずは一般経過報告です。一般経過報告については高千穂を考える会、それから人・農地プランの検討会、先ほど会長から御報告のありました農業振興基本計画の策定委員会等が開かれております。当面の予定です。4月13日の予定でしたが、高千穂を考える会について日程調整の都合で先延ばしをさせていただいて、ちょっと延期をしています。決まり次第、また検討会を行いたいと思っています。4月14日には新任職員の研修会がありますので、今回替わってきました職員2名に参加をさせる予定です。28日には中部の農業委員会の会長会が開かれる予定ですし、農地・担い手市町村担当者会議も開かれる予定になっています。あわせて、5月末ですかね、全国会長会が開かれる予定になっています。

日程に戻っていただいて、まず、連絡事項です。今月の農家相談ですが、4月の25日水曜日、1時30分からになります。町委員、村岡委員にお願いします。前田委員は順番だったんですが、ちょっとどうしても都合が悪いということで、どなたかに代わっていただきたいなということで、ちょっとまた調整させてください。

続きまして、来月の総会です。5月10日水曜日、1時30分から、こちらの会場で行います。これに伴いまして、現地確認を9日、1時30分から、山下委員、竹原委員、長谷川委員の3名になります。よろしくお願いします。議案の締切りは4月の25日火曜日になっています。

続きまして、空き農地情報バンクの登録が4件出ています。なかなか難しいところが多いですが、また現地等を見ていただいて、いい方があったら紹介していただければと思いますので、よろしくお願いします。

続きまして、資料に移ります。先日お配りしました資料です。人・農地プランから地域計画へということで、今回、農地法の改正であるとか農業経営基盤促進法の改正がたくさんなされていますが、その中で、人・農地プランでは、農地を次代に受け継いでいくよというようなものを明確化しなさいよということで定められていたんですが、なかなか全国的にも進まないというようなことがたくさんありまして、国がこれを法律の中で定めて地域計画ということで実施して、やりなさいよということが定められました。その中で、農業委員会の中でも地図の作成だとか、意向を調査するに当たっては、農業委員会が一生懸命やりなさいよということで定められています。ここに付きましては、今日、この会が終わった後の農地委員会の中で産業振興課から来てもらって、その説明を受けたりをしようということを考えています。その中でどうやっていくかということをお話をしながら、最終的には委員会全体で勉強会なんかを、県だったりとか、産業振興課も交えて勉強会をしていけたらなというふう考えているところです。

それに先立ちまして、3月の終わりに人・農地プランの実質化を図るため、北栄町の担い手、認定農業者であるとか新規就農者であるとかという皆さんの、北栄町全部の地図化を行いました。そういったことを、地図化を行って、今後、5年後、10年後にどういった農地が空いてくるのか、全部、地図化を行いました。特定の仕方としてはアン

ケートもあったんですが、今現在、農地を経済されていらっしゃる、経営主となってい  
らっしゃる方が80歳、今現在80歳以上、それから5年後80歳を超過するであろう  
75歳以上の方というのを、この方を抽出しまして、北栄町全部の地図化を行いました。  
その2つをもって、現在の担い手の地図、それから5年後、10年後、それを今度  
集約していくための地図という2つをつくって、地図化をして、北栄町全体を実質とし  
た人・農地プランという形で位置づけるものを産業振興課のほうで作成して、先ほどの  
農業振興基本計画の委員会の中で話をさせていただいて、実質化をしたいということで、  
現在、進めさせていただいています。ちょっと地図が大きくて、小さくすると見にくい  
ので、今日皆さんにお持ちはしていませんが、そういったものも今度併せて、今度  
は地域計画というものになってしまうので、その中でまた再度、中身の細かいところを  
提供していこうというふうを考えているような現状の状況になっています。私も今、こ  
の程度しか説明ができなくて申し訳ないんですが、また今日農地委員会を行いまして、  
それを受けて、今度委員会の中でも詳しく説明をしていけたらなというふうを考えてい  
るところです。こちらについては、私からはこの程度でごめんなさい。

○永田議長

計画も含めて、確認のほうを、資料のほうで引っ張ってある、人・農地プランから地  
域計画へという分の、下のページのところに、地域計画というのはこれからこんな感じ  
ですよというのを、上に囲ってある実質化した人・農地プランプラス地図の作成となっ  
ておりますけども、もう地域計画の以前に、実質化した人・農地プランは必要だとい  
うことになっておるようでして、取りあえず話し合い等がなされたわけではない、アンケ  
ートを十分に把握できるとは言い難いけども、現況のものを、現況の現状ものを実質  
化した人・農地プランとして一旦策定させていただくということで、全ての、これからの  
話し合いのたたき台をつくっていただいたという形になっております。特に、産業振興課  
さんの担当者さんが異動ということもあってか、これを仕上げて異動されたというふう  
に自分は捉えています。

○事務局

どちらかという、そういうことではなくて、これができてないと不具合が出るの  
で、頑張ったというところが本音です。頑張って、さあ地域計画に向かおうと思っ  
たら、自分は異動になったというふうになんてショックを受けていたところです。

○永田議長

ですので、農業振興基本計画の策定委員さんがそちらの検討会のメンバーとして意見  
聴取、意見を出させていただいて、それを添付して実質化ということになったとい  
うことでございます。農業委員会の側からすると、もう仕事はないなというふう  
に捉えられたら具合が悪いので、実質化した人・農地プランを、さらに持っていく  
仕事がこれから始まるということで認識いただければと思っております。

補足は以上ですかね。

○事務局

はい。

それ以外のことも言っていいでしょうか、ごめんなさい。まず、本日お配りをし  
ているのがまず1点。令和4年度の総会出席率ということで、1枚物のA4の紙を上げ  
させてもらっています。最後に私が今日配ったものです。12回の総会の中での出席  
率を上げさせてもらっています。農業委員会の一番の根源になる総会ですので、先  
ほど会長も言われているとおり、日程もあらかじめ行っていますので、できるだけ調  
整をさせていただいて出席をお願いいたします。

あと、これは竹原委員のほうからかもしれませんが、通知の中で、私が別途カラー  
の紙を入れとったと思います。チラシでは、何の話をするんだろうというのが分か  
りにくくて、参加数が少ないそうです。農地のことであれば、例えばインフラと地  
域の関わり

みたいなところがあって、昔は農道だったよと、水路だったよというよなところが宅地とされてきて、例えばその管理をどうしていくのかとかというのを、みんなの中で考えようよ、やっぱり意見を出し合ってやろうよ。昨年、中央公民館の大栄分館を今後どうしていけばいいだろうかというのを話し合いをするものに、そういったものを活用しましたが、今年は地域のそういったものを考えてみようよという会だそうです。内容が難しく、参加が少ないないそうです。委員さんの中にも興味がありそうな方を御紹介いただければ非常にありがたいですというふうに、中央公民館から聞いております。あわせて、竹原委員が多分PRしなると思います。

#### ○竹原職務代理

PRというのもちよっとこんなもんじゃないとは思いますが、実は昨年たまたま参加したんですけど、テーマに興味があったんですわ。公民館の大栄分館はどういう機能を持たせて、どういうふうに建て替えるかということで参加をしてみたんです。そしたら、恐らく多分最高齢だったと思うんですけどね。20代の人もおられる、各年代の人が集まって16人で4チームをつくって、5月から12月までかかって毎月のように集まってはいろいろ課題を分析といいますか、情報を集めたりして、最終的な発表のシナリオをつくるわけですね。そういうようなことをやったんですけど、もともとが公民館の建て替えについて議会に出されたときに、町議会で否決されたんです。その否決した理由が、町民の声を反映していますかと、聞いていますかというふうなことで否決されて、じゃあ、町民の声を反映する方法をどうしようかといういろいろ思案した結果、鳥大の准教授さんを巻き込んで、ほくらぼというのは、ほくえい未来ラボはラボラトリー、実験室という意味合いですけど、調査して現状分析から課題、それから課題解決となるような方法を考えて、最終的にこうこうこういうのはどうでしょうかということまでどり着くという、そういうことをやるんです。なかなか大変なんですよ、これ。最初は町民の声が反映されとるかどうかということから、手法がラボだという形で発生したので、出来上がって、じゃあ、いろんなテーマで毎年それを使ってやろうというふうに町が今動いている。その中、今年のテーマが書かれている、インフラのような話ですね。生活インフラの話なんですよ。私はぜひ勧めようとは思わないんです。というのは、このほくらぼの制度は町民の意見の反映というのはもちろんあるんですけど、将来町のために何かをするような人材、あるいはリーダーシップが取れる人材を発掘して育成するというのがやっぱり根底にあるわけです。私が感じたのは、最高齢とさっき言いましたけど、いい年になっても将来の役に立つかどうか、ほとんど意味がないので。

(「そんなことはない」と呼ぶ者あり)

#### ○竹原委員

そういう話で、そういうことと、もう一つは、一番よかったと思うのは、全く知らない人とチームを組んで半年間一緒にやりますので、ああだこうだ、ああだこうだやると仲よくなるんです、人間関係が出来上がって、度々というか、時々飲み会でもしようかという仲になって、こういったことをきっかけにまた知り合いが増えたぐらいのことで、そういうのに興味ある方はちょっとやってみられるといいんですけど、大変ですよ、実際。問題を、課題を調べ上げて、こういう問題点があって、どうしたらいいかとかいろいろ、ネットで調査すると、結構全国的にいろんな問題が出てきますから、それを話し合って集約してまとめ上げると大変勉強になると僕は言いたいですね。

#### ○事務局

大変だったという報告は受けましたが、ぜひ頑張っていますし、町のいろんなことに、そういった問題にもいろんなことにつながればいいなと思うので、ちょっと興味があると思われる方、興味がある人に、多分全戸にチラシは行っていますので、そうい

う方があればまた声かけていただければありがたいなということで、聞いておりますので、よろしく申し上げます。私からは以上です。

○永田議長

そうしますと、幾つか報告のほうをさせていただきたいと思います。

まず、令和4年度出席率ということで、表のほうを出させていただいております。こちらにつきましては、総会の出席率を上げていただきたいということがありまして、今年から出席率のほうを出していただくこととしました。

○事務局 ごめんなさい、1点です。ちょっと私が忘れていました。軽自動車税の登録についてということで、通知が届いていらっしゃる方があるようです。相談を受けまして確認をしました。基本的に、例えば田植機とか、そういったものは公道を走る走らないに限らず、実は農耕用の軽自動車のナンバープレートを含めて、軽自動車税の課税対象となるということになっています。今回通知が出ている方は、実は償却資産の中に小型特殊自動車を上げていらっしゃるって、償却資産で税金を払っていて、軽自動車税は、だから、軽自動車税のほうの税金はないよという方がちょっと見受けられたので、自分のところの資料として、償却資産を抹消して軽自動車税だよということを案内するために町民課が通知を出したということでした。ですので、ちょっと通知が届いている方については再度確認をしていただいて、償却資産で上げていらっしゃる場合がありますので、確認をお願いしたいなということで通知が出ているので、またそこは確認をしていただければと思います。以上でした。

軽自動車税の通知が出ているのは、償却資産の中に上げていらっしゃる方があったので、そういった方について違いますよ、こっちですよということで御案内をさせていただいているということの御案内の文書が出ているようですので、また届いていらっしゃる方があれば確認をしていただければと思います。以上です。

○永田議長

ちょっとそういったことがありまして、いわゆる課税強化に踏み切るんじゃないかと、田植機になるわけですけど、その分を計上したとあって、全部取るつもりだというような御意見でしたので、どういったことでこういった形の通知が発行されたのかというお問合せでしたので、事務局のほうで確認を取りましたら、そのようなことで二重になりますからという話なのか……。

○事務局

両方です。

○永田議長

必ずしも課税強化のために一生懸命頑張っているわけではないということで、御理解いただければと思います。

○事務局

何かあれば、また相談いただければと思いますので、よろしく申し上げます。

○永田議長

そうしますと、一通りでしょうか。

○事務局

はい、終わります。

○永田議長

そうしますと、一通りの日程は終わります。

ほかにある方ございましたら、どうぞ。

○秋山委員

11番、秋山です。2点ほど申し上げます。

まず、1点ですが、この前久々に町のホームページを見とって、以前も話が出たっと思いましたが、空き農地ですが、こうやって毎月報告があるんですけども、農業委員

会のホームページには出てないんですね。確かに条件の悪いところもあるんですけども、ちょこちょこ新規就農という方もある中で、農業委員会に相談に行く前に、まずどんなのがあるかなというふうを探る人もおらへんだろうかと。そういう面でいったら、農業委員会のホームページに空き農地バンクの情報というのが、一番いいのは地図ともリンクしてあればいいと思いますけども、何かそういうシステムがつくれたら、もう少し空き農地バンクの利用なりを活発にできるかなというふうにちょっと思いました。もう一つ、補足的にいうと、町のほうもそうですけども、農業委員会のホームページを見てすごく扱いにくいなと思ったんです。ちょっと探すのに時間がかかって使いにくいなと個人的には思いましたので、その辺私は見るだけでよう探しませんので、また何かのシステムのほうで検討していただいたらというふうに思います。

もう1点ですが、農政委員会のほうでポイ捨てに対する対策をという話をしています。個人的に〇〇さんを見習って、軽トラにコンテナに火ばさみを積んで、農道に落ちとるごみ拾いをしてみました。コンテナで現在3杯から4杯回収しました、空き缶が一箱、かなりの量です。そうこうしとったら、昨日、田んぼにある水路にでっかい不法投棄がありまして、それを現物、その下に軽トラに積んで置いとります。ぜひ見て帰ってください。町のほうに連絡しまして話すと、これはいわゆる産業廃棄物になるので、取ってごすかどうかは聞いてみると。もし取ってごさん場合には、補助金があるそうですけども、10分の10の、それを使って処理しますが、その申請は自治会かその施設の管理者で、水田組合ですね、がしてください。それから、搬入等についても、関係者がしてくださいということで、拾うのも大変でしたけども、後がもっと大変ですという感じです。そのときに一緒に水系の理事の人と話して、拾った後にそういう話になっとるということで、そんなに面倒くさいことだったら、見て見ぬふりするのがええかもしれないというぐらいで、もう少しその辺の事務的なこの手続だとか、申し訳ないですけど、じゃあ、発見して引き上げたって、あと、正直言って、役場の人に任せますと言いたいぐらいだったんですけども、じゃあ、ちゃんと管理してくださいねという話ですね。その辺も、不法投棄も含めてスムーズな処理とかができれば、新たなシステムにできればなとちょっと思った次第です。軽トラにコンテナを積んでおりますので、ぜひ1回見てやって、玄関出て、駐車場に向かって左側にグリーンの軽トラを止めておりますので、見てもらえば。皆さんが帰りに見てもらうように置いとりますので、ということで、ぜひその条例なりもう少しごみのポイ捨て等々も含めて、農地のみならず一般的にせないけんかなというふうに思います。

取り留めない話になりますけど、経験ですけども、教員をやっとるときに、クラスの中にプリントなんか落ちとるクラスというのは、学校というのは何かしら落ち着かないんです。やっぱりお互いのうまく連携ができて、一つの方向に向かっていくようなところはごみが落ちとるとも子供たちが自主的に拾ったり、むしろプリントなんかをほとんどないんです。そういう点でいくと、なら、現在の北栄町の様子はどうなんだろうかなということふと思ったところがありますので、ぜひこれを町政のほうに出していただきたいというふうに思っています。

ちなみに、環境エネルギー課のほうに、落ちているごみを自主的に拾いなる人がおんなるけども、役場等はそういうふうな、例えば組織とか、そういうことをしなんでしょうかということを一週電話で言っております。検討しときますと言われましたけども、年度が替わりましたけども、まだ何の動きもありませんので、ぜひ何とぞ新年度に話したいと思っています。すみません。ありがとうございました。

○河原委員

ちょっといいですかね、今の話。地域ではそれはやられないんですか。

○秋山委員

地域とは。

○河原委員

あなたの地域です。例えば空き缶拾いとか。

○秋山委員

それはありますよ。

○河原委員

それ以外の話ですか。

○秋山委員

以外ですよ。年に1回ありますから、取ったりとかはしますよ。ただ、今の日常的に農道にごみが散乱しているんで、ちょっと小まめに拾ってみたんです、気になるから。そしたら、コンテナで3杯、4杯取れましたよということ。だから、今回の川の不法投棄はかつてないレベルで捨ててあったんで、ちょっとこれはやっぱりきちんと皆さんに知っていただかないといけんということで、実物を持ってきました。そういうことです。地域として何もしていないということではありません。一遍田んぼのへりに、9号線沿いのところ、あそこの県道沿いのポイ捨ては物すごいです。そこは生徒会の人に手伝ってもらって、ごみ袋6杯ぐらい拾いました。そういうこともしとる。

○河原委

員 私のところの地域は、年2回全ての地域を住民で歩きます。歩いて回収して回っているんですよ。だから、そんなに不法投棄というのは、不法投棄は、空き缶が不法投棄になっているかどうか分かりませんが、いわゆる産業廃棄物の不法投棄というのは皆無です。ただ、空き缶はあります。

○秋山委員

空き缶とかお菓子の袋とかね。ペットボトルとかポイ捨て……。

○河原委員 気がつかんで風が持って逃げとるかもしんですけど、目につかないんです。

○秋山委員

今回の不法投棄はちょっと特別です。ちょこちょこしたごみ自体はどうしても風で飛んじったりするのがあるわけですから、今言われたように、各地域で年2回きっちり取って回ろうという活動が全町に広がって伝染するといいなと。

○永田議長

なかなか簡単に手のつかない問題というのもありますし、きっかけとしていただいて、様々に有効策について意見交換をそれぞれしていただければと思います。

○事務局

ごめんなさい、1個です。さっきのホームページ、ずらずらっと並んでいるのと階層があるのが分かりやすいですか。

○秋山委員

いやいや、素朴な質問です。私、今のようになっていたので、このほうが分かりやすいのかと思ってそのままやっていたんですよ。やってみます、じゃあ、そっちで。ごめんなさい。空き農地は去年やろうとして、ちょっといろいろあってできなかったの今年絶対やります。ごめんなさい。以上です。

○永田議長

そのほか、皆さんからの何か御意見はありますか。  
なければ終了といたしますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

じゃあ、そうしますと、本日の総会を終了させていただきます。御苦労さまでございました。